

議案第 32 号

市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び市川市職員退職手当支給条例の一部改正について

市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 11 月 29 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び市川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例  
(市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 1 条 市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和 42 年条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条中「条例で」を「条例において」に、「次の」を「、次の」に、「当該各号」を「、当該各号」に改め、同条に次の 1 号を加える。

(5) 給料を支給される職員 法第 2 条第 4 項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

(市川市職員退職手当支給条例の一部改正)

第 2 条 市川市職員退職手当支給条例(昭和 27 年条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条の 5 第 2 項中「(昭和 26 年条例第 22 号)」の次に「の規定による給料表が適用される職員については同条例」を加え、「をいう」を「をい

い、その他の職員については基本給月額に準じて規則で定める額をいう」に改める。

附則に次の1項を加える。

第2条第2項に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えるに至った場合には、当分の間、その者を同項の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の市川市議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、令和2年4月1日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

## 理 由

地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、関係条例中の条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。